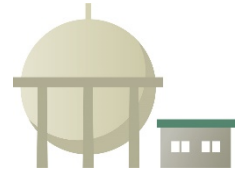


横浜市消防局からのお知らせ



平成30年4月1日から横浜市内の



高圧ガス保安法に基づく申請・届出の窓口

が、神奈川県から**横浜市消防局**に変わります！

今まで神奈川県知事が行っていた高圧ガス保安法の事務が、指定都市の長に権限移譲されます。

これに伴い、**横浜市内の高圧ガス**に関する届出等の窓口が、神奈川県から、**横浜市消防局 予防部 保安課**に変更となります。

県内では、横浜市のほか、川崎市、相模原市も同様に申請・届出の窓口となります。

※試験事務や免状の交付事務等、一部、神奈川県が引き続き行う事務がありますので、事前にご相談ください。

その他主な変更点

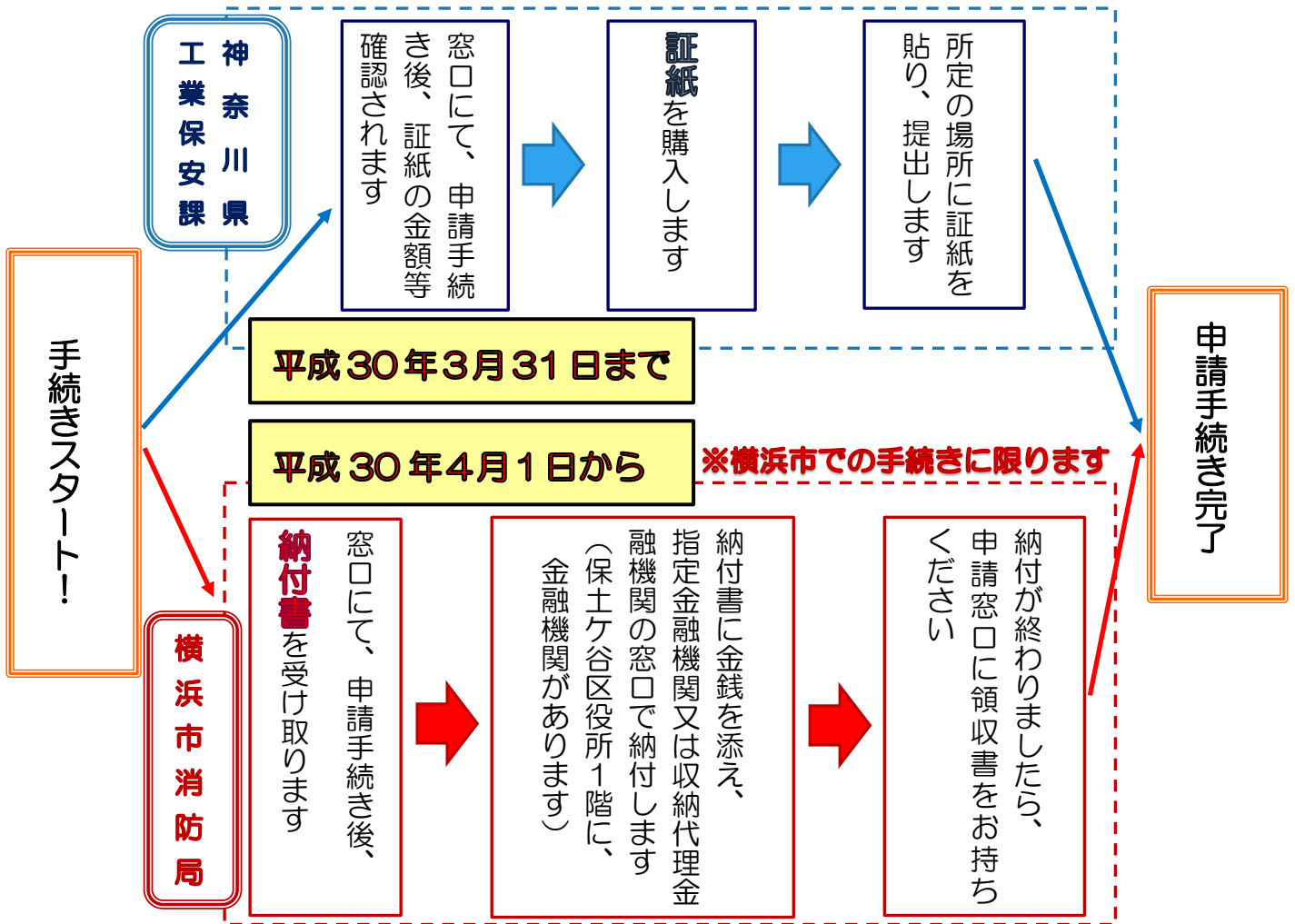
横浜市では、申請に必要な手数料は、**納付書**でのお支払いとなります。（窓口でご案内します。）
（川崎市、相模原市につきましては、それぞれ窓口にてご確認ください。）



横浜市、川崎市、相模原市域以外の地域につきましては、

これまでのとおり、**神奈川県**が窓口となります。

納付書での手続きとは？



※許可書、完成検査証、保安検査証等については、窓口交付となります。



横浜市消防局のご案内



※相鉄線「星川」駅より徒歩2分

横浜市消防局 予防部保安課

- 住所：〒240-0001
横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9
保土ヶ谷区総合庁舎5階
- 電話: 045-334-6407
- FAX: 045-334-6610
- 受付時間：月曜日～金曜日（祝日除く）
8:45～17:00